

# 新潟県回復期リハビリテーション病棟等施設設備整備事業実施要領

## 第1 目的

この事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に対応するため、地域医療構想の策定に先立ち、一定程度地域の合意が得られた医療機能の整備変更を促進し、もって高度急性期及び回復期における医療の確保を図ることを目的とする。

## 第2 事業の実施主体

県内病院の開設者であって、知事が適当と認める者。

## 第3 事業内容

### (1) 回復期リハビリテーション病棟の整備

- ① 脳血管疾患または大腿骨頸部骨折等の患者に対して、ADLの向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための機能を有する病棟を、地域の合意を得て整備するものとする。
- ② 施設及び設備
  - ア 回復期リハビリテーション病棟として、必要な以下の施設を整備するものとする。  
病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等
  - イ 回復期リハビリテーション病棟として、必要な診療設備等を整備するものとする。

### (2) 地域包括ケア病棟の整備

- ① 急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有する地域包括ケア病棟を、地域の合意を得て整備するものとする。
- ② 施設及び設備
  - ア 地域包括ケア病棟として、必要な以下の施設を整備するものとする。  
病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等
  - イ 地域包括ケア病棟として、必要な診療設備等を整備するものとする。

### (3) 準高度急性期病床の整備

- ① 救命救急センターへの平均搬送時間が30分以上時間を要する地域（新潟・長岡・上越保健所管轄区域外）において、手厚いケアを要する重症患者へ対応できる病床への転換を、地域の合意を得て整備するものとする。
- ② 準高度急性期病床として、必要な以下の施設を整備するものとする。  
病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等

附 則 この要綱は、平成27年1月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年5月28日から施行する。